

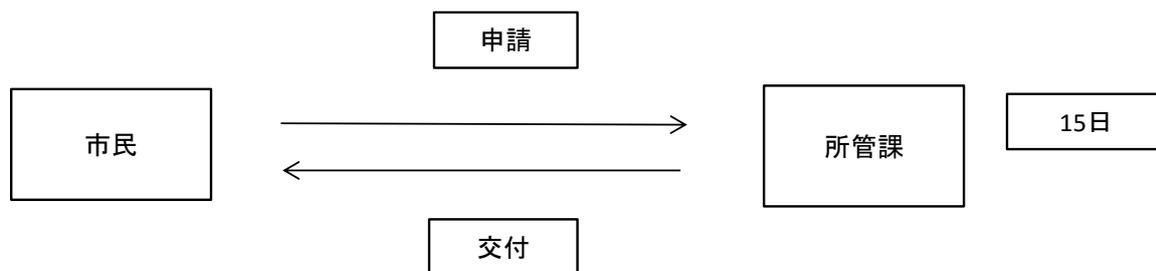
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	県港湾施設の使用及び変更許可	
処 分 の 概 要	県港湾施設を使用する場合の申請や許可事項の変更に対し許可する。	
根 拠 法 令 名	愛媛県港湾管理条例(昭和28年条例第47号)	
条 項	第5条	
所 管 課	空港港湾課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】 愛媛県港湾管理条例 第5条 港湾法第37条第1項の規定により許可をうけて占用する場合の外、港湾施設を占用し、又は使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。その目的、方法、面積、期間又は工作物を変更しようとするときもまた同様とする。</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。</p> <p>(1)港湾法第37条第1項の規定に基づく許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2)第3条第1項の規定に基づく許可に関する事務 (3)第4条第1項に規定する行為の取締り及び同条第2項の規定に基づく処分に関する事務 (3)の2 第4条の3の規定に基づく入出港の届出の受理に関する事務 (4)第5条の規定に基づく使用の許可及び変更の許可に関する事務 (5)第5条の規定に基づく占用の許可及び変更の許可の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (6)第8条及び第9条の規定に基づく使用に対する必要な措置に関する事務 (7)第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務 (8)前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則に定めるもの</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。